

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次とおり公表する。

令和5年9月22日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

- (1) インターネット上の短文投稿サイト「X」（旧Twitter）へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- ア 「日本から出て行け」という趣旨の表現（事案番号1、4及び9）
 - イ 「韓国へ帰れ」という趣旨の表現（事案番号2）
 - ウ 「半島へ帰れ」という趣旨の表現（事案番号3）
 - エ 「祖国にお帰りいただけますか」という趣旨の表現（事案番号5）
 - オ 「祖国へお帰り願いたい」及び「日本に寄生するな」という趣旨の表現（事案番号6）
 - カ 「密入国者は強制送還」という趣旨の表現（事案番号7）
 - キ 「帰れって言われて当然」という趣旨の表現（事案番号8）
 - ク 「祖国へ帰ればいいんじゃないかな」という趣旨の表現（事案番号10）
 - ケ 「居座るな」という趣旨の表現（事案番号11）
 - コ 「あなたたちを理解して結論「帰れ」になった」という趣旨の表現（事案番号12）
 - サ 「帰国させて欲しい」という趣旨の表現（事案番号13）
 - シ 「祖国に帰れ」という趣旨の表現（事案番号14）
 - ス 「日本に居座るな」という趣旨の表現（事案番号15）
 - セ 「祖国へ帰れ」という趣旨の表現（事案番号16）
 - ソ 「そこが気にいらなきゃ帰るしかないだろう」という趣旨の表現（事案番号17）
 - タ 「自国へお帰りください」という趣旨の表現（事案番号18）

チ 「祖国に帰るのが当然」及び「祖国にとっとと帰れ」という趣旨の表現（事案番号19）

ツ 「祖国へ帰りなさい」という趣旨の表現（事案番号20）

テ 「●●（誹謗中傷する表現）生物」という趣旨の表現（事案番号21）

ト 「日本が嫌なら帰ればよい」、「日本が嫌ならなぜ日本に居る」及び「外国から来て文句を言うのであれば、来るな」という趣旨の表現（事案番号22）

ナ 「祖国にお帰りください」という趣旨の表現（事案番号23及び29）

ニ 「黙って帰れ」という趣旨の表現（事案番号24及び35）

ヌ 「祖国へ強制送還しよう」という趣旨の表現（事案番号25）

ネ 「強制帰国は決定している」という趣旨の表現（事案番号26）

ノ 「いいから帰れ」という趣旨の表現（事案番号27）

ハ 「我が国以外の国への移住をお勧めします」という趣旨の表現（事案番号28）

ヒ 「帰れ」という趣旨の表現（事案番号30）

フ 「国に帰ってねと言ってるだけ」という趣旨の表現（事案番号31）

ヘ 「「自國に帰れば」と言ってるだけじゃん」及び「日本が嫌なら日本から出ていけ」という趣旨の表現（事案番号32）

ホ 「強制送還しろ」という趣旨の表現（事案番号33）

マ 「祖国に帰って欲しい」という趣旨の表現（事案番号34）

ミ 「日本が嫌なら帰れ」という趣旨の表現（事案番号36）

ム 「視界から消えろ」及び「遠ざけることの何が悪い」という趣旨の表現（事案番号37）

メ 「祖国に帰ればよい」という趣旨の表現（事案番号38）

モ 「とっとと帰れ」という趣旨の表現（事案番号39）

ヤ 「国に帰れ」という趣旨の表現（事案番号40）

ユ 「祖国へ帰れば?」という趣旨の表現（事案番号41）

(2) インターネット上の動画投稿サイト「Y o u T u b e」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「帰って貰いたいだろ」、「韓国へ帰って」及び「強制送還するべし」という趣旨の表現を含む動画を掲載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。（事案番号42）

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1 (1) 及び (2) に記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

(1) 上記1 (1) の表現を含む投稿について、「X」を運営するX C o r p . に

削除を要請した。

- (2) 上記1（2）の表現を含む動画について、「Y o u T u b e」を運営するG o o g l e社に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和5年9月21日

5 その他

- (1) 上記1（1）及び（2）の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。